

平成31年度 京都市立加茂川中学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの人権、学校においては心身ともに健やかな状態で、等しく教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解決したいじめ事案についても、学校が組織的・継続的に把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、問題の解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを目指して行う。また、いじめを認識しているにもかかわらず放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解でき、すべての生徒がいじめを許さない意思を持つようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

・ いじめの定義 *京都市いじめの防止等に関する条例第2条

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む。）をいう。

・ いじめの解消の定義 *京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われる事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

1. いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも

3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

2. いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

2 いじめ対策委員会

いじめ対策委員会・生徒指導委員会

[実施予定] 週1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

[構 成 員] 学校長 教頭 生徒指導主任 補導主任 各学年主任 養護教諭
教育相談主任 生徒会主任 スクールカウンセラー

[内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。

- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら組織で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
- ・いじめ問題だけでなく、問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・いじめ問題だけでなく、問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。

3 学校いじめ防止プログラム

（１）学校におけるいじめの未然防止のための取組

学習環境の整備

- ・落ち着いた学習環境を整備するために、掲示物の工夫や、生徒一人一人が学級や学校に居場所を感じられるような掲示の工夫をする。

授業改善

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効

果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため普段の道徳授業のカリキュラムの中で年3回、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、公開授業で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

生徒同士の絆づくり

- ・体育大会・紫風祭等学校行事を通して、学級内、校内で生徒一人一人が主体的に活動し、お互いを認め合い絆が深まる行事を実施する。
- ・部活動などで縦割りの関係性から上級生は下級生を指導し教えることで自己有用感を高め、また、指導され、教えられる下級生も自分たちに対して先輩から認められているという感情を持ち、自分たちが進級した際には先輩のようにになりたいと思えるような部活動の運営を目指す。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。
- ・日常の生徒観察に加え、いじめに関するアンケート、クラスアンケートやクラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート、わたしの毎日アンケート）を実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2～3回（3年は2回）の教育相談週間を設定し、前述のクラスアンケートやクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を

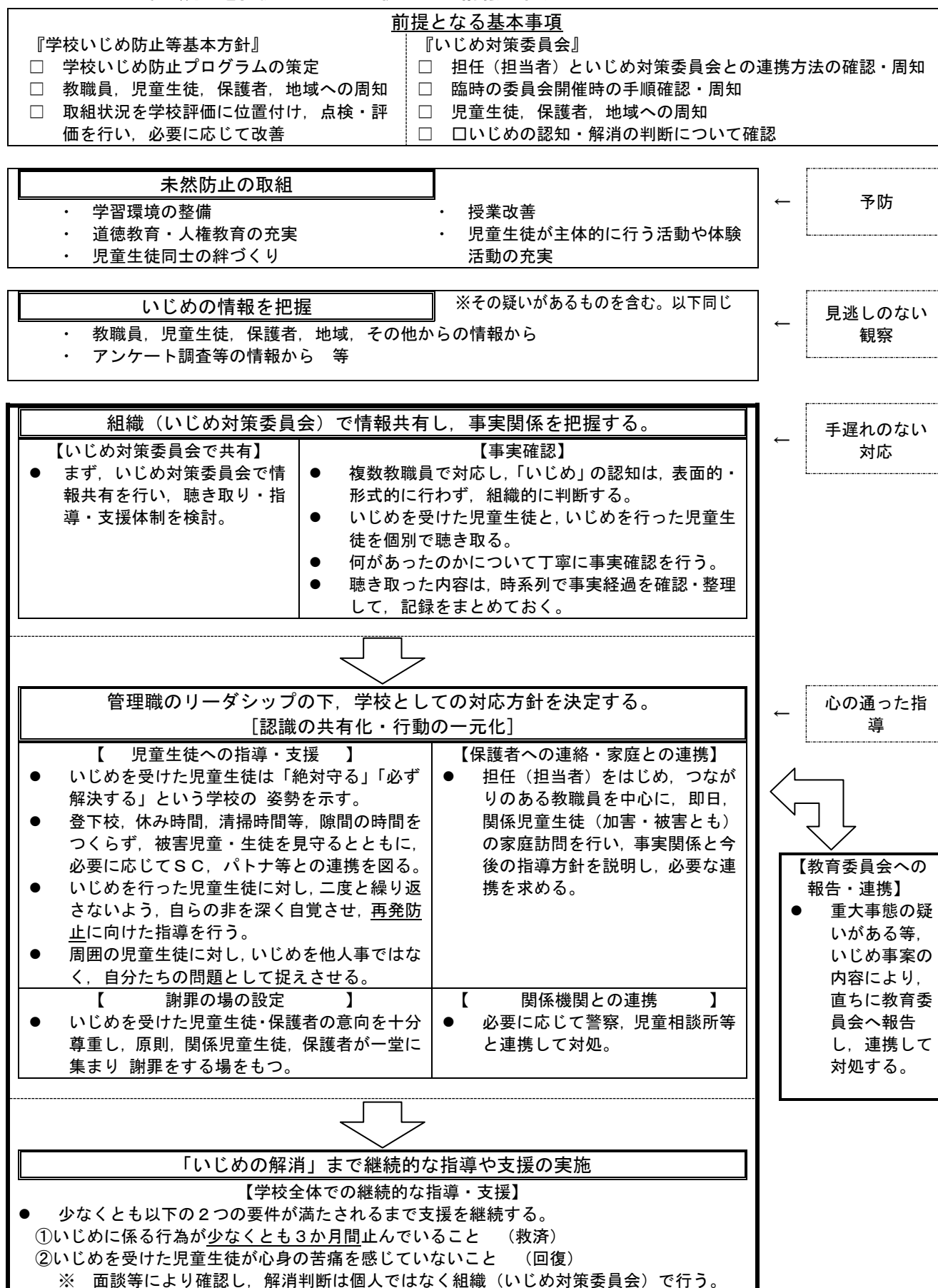
行う。

- ・ いじめに関するアンケート、クラスアンケートやクラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート、わたしの毎日アンケート）、教育相談アンケートなどを実施した後、学年・学校間での結果の検証や組織的対処が必要なケースがないかいじめ対策委員会・生徒指導委員会などで情報交換や情報を共有する。

（３）いじめに対する措置及び、再発防止に向けての取り組み

- ・ いじめは、総則（２）にあるように、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを目指して行う。また、いじめを認識しているにもかかわらず放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解でき、すべての生徒がいじめを許さない意思を持つようにすることを旨とする。
加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- ・ 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解決したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取り組みを行う。少なくとも事実関係と指導の方針、経過、解決した結果と今後の注意点など教職員全体で理解し、経験を共有できるようにする。いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。
- ・ 校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・ 京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・ 日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・ 教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・ 登下校や部活動、学校内だけでなく、インターネットや携帯電話・ソーシャルネットワークを通じたいじめに対しても普段からの声かけや生徒観察を通じて対応する。インターネットや携帯電話・ソーシャルネットワークを通じてのいじめで必要性のあるものに関しては警察と連携し解消にむけて取り組む。
- ・ いじめに対しての指導後も再発防止の意味も含め、３ヶ月間を基本として休み時間や授業中の生徒観察や声かけなど、いじめ事案解消に向けて継続して見守りをしていく。

図 いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

（４）教職員の資質向上

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
- ・定期的に生徒観察の視点点検（チェックシートの実施）を行い教職員相互で補完する。

いじめ事案対処に関する研修

- ・年度初め、夏季休業中、生徒指導についての研修にていじめ事案が発生した際の対処について研修を行う。
- ・また、いじめ事案が発生した際には指導・対処の方法など再確認し、研修を行う。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。
- ・北警察署・児童相談所とも必要性がある際には連携し共同していじめ解消に向けて取り組む。

5 重大事態への対処

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

	対策会議(いじめ対策委員等)の開催や 教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極 的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会(毎週) 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者の広報について」 ◆職員会議 「学校いじめ防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	●入学式 ●学級開き ●全校集会で生徒 に「いじめ対策員 の紹介」 ●新入生を迎える 会 ●生徒集会①	●前年度の記 名式アンケ ート・クラス マネジメン トシートに ついて確認 と共有	●学校だよりに掲載 ●入学式でいじ め、SNS等につ いて保護者啓 発 ●授業参観 ●学校運営協議 会 ●家庭訪問
5	◇いじめ対策委員会(毎週)	●憲法月間講話	●第一回クラ	●PTA総会

	クラスの様子や学年の様子等の情報交換 ◆校内研修会② 「教育相談について」 「クラスマネジメントシート」について 「いじめに関して、気になる生徒の共有」	「いじめ問題」について ●生徒集会②	スマネジメントシートの実施、学年集約と共有① ●いじめアンケート	●修学旅行 ●休日参観
6	◇いじめ対策委員会(毎週) 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」	●生徒集会③ ●教育相談 ●体育大会 ●生徒総会 ●携帯教室	●教育相談の実施① ●教育相談、クラスマネジメントシートのフィードバック	●公開授業週間 ●道徳公開授業
7	◇いじめ対策委員会(毎週) 「4月～7月までのいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	●生徒集会④ ●夏季休業を迎えるにあたって		●三者懇談会 ●家庭地域教育学級
8	◇いじめ対策委員会(毎週) 「いじめ防止プログラム計画の見直し①」 ◆校内夏季研修会 「いじめを見逃さない取組について」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」	●生徒集会⑤ ●リーダー研修会 「いじめのない楽しい学校にするために」	●夏休み明けの生徒の様子を学年で共有し、組織的対応の検討	●地生連と協力し地域のパトロール
9	◇いじめ対策委員会(毎週) 「学校評価の実施に向けて」	●生徒集会⑥	●第2回記名式アンケートの実施	●記名式アンケート
10	◇いじめ対策委員会(毎週) 「学校際を終えて学級の様子やいじめのない学級運営について」	●生徒集会⑦ ●教育相談 ●紫風祭(文化祭)合唱コンクール	●第2回クラスマネジメントシートの実施 ●教育相談(1.2年)	●学校評価の実施 ●紫風祭(学校祭) ●合唱コンクール ●道徳公開授業 ●学校運営協議会
11	◇いじめ対策委員会(毎週)	●生徒集会⑧		●教育相談(3年)

	「学校評価の結果について PDCA サイクル」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」	●いじめに関するアンケート ●小中交流会 ●チャレンジ体験（2年生）		保護者同伴） ●公開授業週間
1 2	◇いじめ対策委員会（毎週） 「8月～12月までのいじめ事案の経過の共有」	●生徒集会⑨ ●人権学習 ●人権標語 ●冬季休業を向かえるにあたっての心構え ●小中連携授業参観 ●学年集会		●三者懇談会
1	◇いじめ対策委員会（毎週）	●生徒集会⑩	●生徒会アンケート	
2	◇いじめ対策委員会（毎週） ◆年間反省 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	●生徒集会⑪		●公開授業週間
3	◇いじめ対策委員会（毎週） ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	●生徒集会⑫ ●3年生を送る会 ●学級のまとめ ●卒業式	●記名式アンケートの保管 ●クラスマネジメントシートデータ保管	●学校運営協議会